

【次期】しろい こどもプラン 施策展開別 取り組み事業（案）

第4章 ライフステージ別の支援の展開

第1節	こどもの誕生前から幼児期までの支援	◆：施策展開 及び 次期プラン取り組み事業 番号・「名称」	担 当 課	() 付き番号：現行プランの取り組み事業番号	→以降は、次期プランへの変更内容等
1	妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保	◆産前産後から子育て期を通じた保健対策 1「こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）」 2「出産・子育て準備講座」 3「妊産婦健康診査」 4「乳児健康診査」 5「乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう訪問）」 6「乳児子育て相談」 7「幼児健康診査」 8「心理発達相談」 9「予防接種」 10「乳幼児期までの保健に関する啓発」 ◆出産・産後支援の充実 11「伴走型相談支援」 12「新生児訪問」 13「産後ケア」 14「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）」 ◆地域医療体制の確保 15「休日・夜間診療の推進」 16「医療機関情報の提供」	子育て支援課他 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 子育て支援課 健康課 健康課	◆産前産後から子育て期を通じた保健対策 1：(1)「子育て世代包括支援センター事業」→【名称変更】し、【改善して継続】WEBでの相談を実施する。 2：(4)「マタニティ＆ベビー講座向け講座」→【名称変更】 3：(3)「妊婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業」→【名称変更】 4：(9)「乳児健康診査」→【拡充】「新生児聴覚検査」を追加して実施。 5：(8)「おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 6：(10)「4か月育児相談」と(11)「かみかみ教室」→【統合】し、【名称変更】 7：(12)「1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査」と(13)「2歳児歯科健康診査」→【統合】し、【名称変更】 8：(14)「発達支援（個別・集団）」→【名称変更】 9：(15)「予防接種」→【現状のまま継続】 10：(17)「乳幼児期の母子保健向上に関する啓発活動」と(18)「子どもの自尊感情を育むための啓発活動」→【統合】し、【名称変更】 ◆出産・産後支援の充実 11：(2)「母子手帳の交付」と(16)「保健指導と保健指導、ケース会議」→【統合】し、【名称変更】 12：(7)「新生児訪問」→【現状のまま継続】 13：(5)「産後ケア事業」→【名称変更】 14：(6)「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）」→【現状のまま継続】 ◆地域医療体制の確保 15：(25)「休日・夜間診療の推進」→【現状のまま継続】 16：(26)「医療機関情報の提供」→【現状のまま継続】	
	2	こどもの成長の保障と遊びの充実	◆幼児期の教育・保育の充実 17「待機児童対策事業」 18「公立保育園での産明け保育の実施」 19「延長保育事業」 20「一時預かり事業」 21「病児・病後児保育事業」 22「私立保育園等への補助」 23「教育・保育の一体的提供」【★新規】 24「インクルーシブ保育（教育）の推進」【★新規】 ◆家庭での子育てへの支援 25「子育て短期支援事業」 26「ファミリー・サポート・センター事業」 27「こども誰でも通園制度」【★新規】 28「地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）」【★新規含む】 29「母子保健推進員活動」 30「子育て親子のたまり場事業」 31「ふれあい事業」 32「親子教室」 33「家庭教育事業」 34「図書館こどもサービスの充実」 35「こどもの遊び場の整備」 36「子育て支援の情報提供」 ◆特別な配慮を必要とするこどもへの支援 37「生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）」 38「外国人支援」	保育課 保育課 保育課 保育課 保育課 保育課 保育課 保育課 保育課 子育て支援課 子育て支援課 保育課 保育課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 生涯学習課 文化センター 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 健康課 社会福祉課 企画政策課	◆幼児期の教育・保育の充実 17：(27)「待機児童対策事業」→【改善して継続】保育士の確保を中心とした施策を推進。 18：(28)「公立保育園での乳幼児保育の実施」→【名称変更】 19：(29)「延長保育事業」→【現状のまま継続】 20：(30)「一時預かり事業」→【改善して継続】こども誰でも通園制度との関係性も含め、利用しやすいの検討・周知。 21：(31)「病児・病後児保育事業」→【現状のまま継続】 22：(35)「私立保育園等への補助」→(36)「私立幼稚園の振興」を【統合】し、【改善して継続】特別な支援が必要な児童の受け入れ推進。 23：(新)「教育・保育の一体的提供」→【★新規】 24：(新)「インクルーシブ保育（教育）の推進」→【★新規】 ※：(19)「保育園・幼稚園等での食育推進」→【廃止】保育所保育指針で求められている内容のため事業としては廃止。 ◆家庭での子育てへの支援 25：(32)「子育て短期支援事業」→【改善して継続】現在の乳児院での受け入れのほか、里親での受け入れを検討。 26：(33)「ファミリー・サポート・センター事業」→【現状のまま継続】 27：(新)「こども誰でも通園制度」→【★新規】 28：(37)「地域子育て支援拠点事業」→【★新規含む】「地域子育て相談機関」を設置し、【名称変更】 29：(42)「母子保健推進員活動事業」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 30：(43)「子育て親子のたまり場事業」→【現状のまま継続】 31：(44)「ふれあい事業」→【現状のまま継続】 32：(45)「親子教室」→【現状のまま継続】 33：(58)「家庭教育事業」→【現状のまま継続】 34：(48)「図書館こどもサービスの充実」→【現状のまま継続】 35：(51)「こどもの遊び場の整備」→【現状のまま継続】 36：(40)「子育て支援の情報提供」→【改善して継続】子育て支援情報の一元化をさらに強化する。 ※：(39)「子育て相談窓口」→【統合】(1)と(57)の「こども家庭センター事業」の相談支援へ吸収する。 ※：(41)「地域ぐるみの子育て支援活動」→【廃止】多胎児サークルは自主グループ活動として軌道に乗っているため。 ◆特別な配慮を必要とするこどもへの支援 37：(89)「生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）」→【現状のまま継続】 38：(86)「外国人支援」→【改善して継続】外国人の言語に対応できるボランティアの確保に努める。

第2節 学童期・思春期での支援		担 当 課	() 付き番号：現行プランの取り組み項目番号 →以降は、次期プランへの変更内容等
1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実	◆：施策展開 及び 次期プラン取り組み項目 番号・「名称」 ◆学校生活の充実と地域連携の推進 39「教育の情報化推進事業」【★新規】※こどもプランとして掲載が新規 40「地域人材の活用」 41「平和教育事業」【★新規】 42「青少年国際交流」 43「補助教員の配置」 44「特別支援教育事業」 ◆学童期・思春期の保健対策 45「生活習慣病（小児）予防検査」 46「学童期・思春期の保健に関する啓発」 47「思春期課題への取り組み」 再 9「予防接種」 ◆いじめ防止、こどもの悩み等への支援 48「就学相談事業」 49「教育相談事業」 50「教育支援センター」 51「いじめの防止」 52「人権教室の開催」【★新規】※こどもプランとして掲載が新規	学校政策課 教育支援課他 教育支援課 教育支援課 学校政策課 教育支援課	◆学校生活の充実と地域連携の推進 39：(新)「教育の情報化推進事業」→【★新規】※こどもプランとして掲載が新規 40：(60)「地域人材の活用」→【拡充】部活動地域展開やコミュニティースクールを推進。 41：(新)「平和教育事業」→【★新規】 42：(53)「青少年国際交流」→【改善して継続】隔年で受け入れと派遣を実施。 43：(88)「補助教員の配置事業」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 44：(新)「特別支援教育事業」→【現状のまま継続】 ◆学童期・思春期の保健対策 45：(20)「生活習慣病（小児）予防検査」→【現状のまま継続】 46：(21)「学童期・思春期保健の向上に関する啓発活動」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 47：(22)「思春期課題への取り組み」→【現状のまま継続】 再 9：(15)「予防接種」→【現状のまま継続】【※再掲】 ◆いじめ防止、こどもの悩み等への支援 48：(55)「就学相談事業」→【現状のまま継続】 49：(56)「教育相談事業」→【現状のまま継続】 50：(87)「適応指導教室」→【名称変更】 51：(93)「白井市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止施策の推進→【現状のまま継続】し、【名称変更】 52：(新)「人権教室の開催」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載
2 こどもの居場所づくりの推進	◆地域での多様な居場所づくりの推進 53「こどもの居場所づくり支援事業」 54「児童育成支援拠点事業」【★新規】 55「学校図書館等の教育機関との連携」 56「こども向けプラネタリウムの投映」 ◆放課後児童対策の充実 57「放課後児童健全育成事業」 58「放課後子ども教室の充実」	子育て支援課 子育て支援課 文化センター 文化センター	◆地域での多様な居場所づくりの推進 53：(52)「こどもの居場所づくり支援事業の検討」→【名称変更】R6から活動支援補助金を創設したため。 54：(新)「児童育成支援拠点事業」→【★新規】 55：(49)「学校図書館等の教育機関との連携」→【現状のまま継続】 56：(50)「子ども向けプラネタリウムの投映」→【現状のまま継続】 ◆放課後児童対策の充実 57：(46)「学童保育所の充実」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 58：(47)「放課後子ども教室の充実」→【現状のまま継続】
第3節 青年期での支援			
1 就労のための支援	◆若者への就労支援 59「若者就労支援事業」【★新規】 ◆起業希望者への相談支援 60「創業支援事業」【★新規】※こどもプランとして新規掲載	産業振興課	◆若者への就労支援 59：(新)「若者就労支援事業」→【★新規】 ◆起業希望者への相談支援 60：(新)「創業支援事業」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 ※現行の創業スクールや創業塾の取り組みと併せて補助事業を検討。
2 結婚を希望する方への支援	◆若者の出会いの機会・場の創出 61「ライフデザイン事業」【★新規】 62「赤ちゃんとふれあう機会の提供」 63「結婚応援事業」【★新規】 ◆結婚に伴う新生活スタートアップへの支援 64「結婚新生活支援事業」【★新規】	関係各課 子育て支援課 関係各課	◆若者の出会いの機会・場の創出 61：(新)「ライフデザイン事業」→【★新規】 62：(59)「赤ちゃんとふれあう機会の提供」→【改善して継続】」学校主体の連携から、福祉協議会や保育園と連携へ。 63：(新)「結婚応援事業」→【★新規】 ◆結婚に伴う新生活スタートアップへの支援 64：(新)「結婚新生活支援事業」→【★新規】
3 若者やその家族に対する相談体制	◆ニート、ひきこもり等、相談支援体制の充実 65「ニート・ひきこもり相談会」【★新規】※こどもプランとして新規掲載 再37「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」【※再掲】	生涯学習課 社会福祉課	◆ニート、ひきこもり等、相談支援体制の充実 65：(新)「ニート・ひきこもり相談会」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 再37：(89)「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」→【現状のまま継続】【※再掲】

第6章 子育て当事者への支援

	◆：施策展開 及び 次期プラン取り組み項目 番号・「名称」	担 当 課	() 付き番号：現行プランの取り組み項目番号 →以降は、次期プランへの変更内容等
第1節 経済的負担の軽減	◆子育てや教育に関する経済的支援の充実 92「妊婦のための支援給付」 【★新規】※こどもプランとして新規掲載 93「子ども医療費助成事業」 94「養育医療費助成」 95「ひとり親家庭の医療費助成」 96「実費徴収に係る補足給付を行う事業」 再72「学習支援事業」 【※再掲】 再77「子育て支援事業等利用助成事業」 【※再掲】 再78「就学援助費」 【※再掲】 再79「特別支援教育就学奨励費補助」 【※再掲】	健康課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 保育課 子育て支援課 子育て支援課 学校政策課 学校政策課	◆子育てや教育に関する経済的支援の充実 92：(新)「妊婦のための支援給付」 →【★新規】※こどもプランとして新規掲載 93：(23)「子ども医療費助成事業」 →【現状のまま継続】 高校生相当年齢までの助成を継続。 94：(24)「養育医療費助成」 →【現状のまま継続】 95：(82)「ひとり親家庭の医療費助成」 →【現状のまま継続】 96：(85)「実費徴収に係る補足給付を行う事業」 →【現状のまま継続】 再72：(90)「学習支援事業の検討」 →【名称変更】 R5年度から事業開始したため。【※再掲】 再77：(81)「子育て支援事業等利用助成事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再78：(84)「就学援助費」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再79：(83)「特別支援教育就学奨励費補助」 →【現状のまま継続】 【※再掲】
第2節 地域子育て支援・家庭教育支援	◆子育て家庭に寄り添った相談支援 再1「こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）」 【※再掲】 再6「乳児子育て相談」 【※再掲】 再8「心理発達相談」 【※再掲】 再11「伴走型相談支援」 【※再掲】 再36「子育て支援の情報提供」 【※再掲】 再80「こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）」 【※再掲】 ◆子育て家庭への支援サービスの充実 再13「産後ケア」 【※再掲】 再14「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業） 【※再掲】 再25「子育て短期支援事業」 【※再掲】 再26「ファミリー・サポート・センター事業」 【※再掲】 再27「こども誰でも通園制度」 【★新規】 【※再掲】 再33「家庭教育事業」 【※再掲】 再34「図書館こどもサービスの充実」 【※再掲】 再82「子育て世帯訪問支援事業」 【★新規】 【※再掲】 ◆子育て家庭と地域のつながり 97「公共施設のバリアフリー」 再28「地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）」 【★新規含む】 【※再掲】 再29「母子保健推進員活動」 【※再掲】 再30「子育て親子のたまり場事業」 【※再掲】 再31「ふれあい事業」 【※再掲】 再32「親子教室」 【※再掲】 再35「こどもの遊び場の整備」 【※再掲】 再53「こどもの居場所づくり支援事業」 【※再掲】 再54「児童育成支援拠点事業」 【★新規】 【※再掲】 再55「学校図書館等の教育機関との連携」 【※再掲】 再56「こども向けプラネタリウムの投映」 【※再掲】	子育て支援課他 健康課 健康課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 保育課 生涯学習課 文化センター 子育て支援課 各施設担当課 保育課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 文化センター 文化センター	◆子育て家庭に寄り添った相談支援 再1：(1)「子育て世代包括支援センター事業」 →【名称変更】 し、【改善して継続】 WEBでの相談を実施する。 【※再掲】 再6：(10)「4か月育児相談」と(11)「かみかみ教室」 →【統合】 し、【名称変更】 【※再掲】 再8：(14)「発達支援（個別・集団）」 →【名称変更】 【※再掲】 再11：(2)「母子手帳の交付」と(16)「保健指導と保健指導、ケース会議」 →【統合】 し、【名称変更】 【※再掲】 再36：(40)「子育て支援の情報提供」 →【改善して継続】 子育て支援情報の一元化をさらに強化する。 【※再掲】 再80：(57)「家庭児童相談事業」 →(91)「児童虐待防止対策事業」と【統合】 し、【名称変更】 【※再掲】 ◆子育て家庭への支援サービスの充実 再13：(5)「産後ケア事業」 →【名称変更】 【※再掲】 再14：(6)「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業） →【現状のまま継続】 【※再掲】 再25：(32)「子育て短期支援事業」 →【改善して継続】 現在の乳児院での受入れのほか、里親での受け入れを検討。 【※再掲】 再26：(33)「ファミリー・サポート・センター事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再27：(新)「こども誰でも通園制度」 →【★新規】 【※再掲】 再33：(58)「家庭教育事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再34：(48)「図書館こどもサービスの充実」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再82：(新)「子育て世帯訪問支援事業」 →【★新規】 【※再掲】 ◆子育て家庭と地域のつながり 97：(72)「公共施設のバリアフリー」 →【担当課変更】 長寿命化工事等に合わせ各施設担当課が公共施設マネジメント課と連携 再28：(37)「地域子育て支援拠点事業」 →【★新規含む】 「地域子育て相談機関」を設置し、【名称変更】 【※再掲】 再29：(42)「母子保健推進員活動事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再30：(43)「子育て親子のたまり場事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再31：(44)「ふれあい事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再32：(45)「親子教室」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再35：(51)「子どもの遊び場の整備」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再53：(52)「子どもの居場所づくり支援事業の検討」 →【名称変更】 R6から活動支援補助金を創設したため。 【※再掲】 再54：(新)「児童育成支援拠点事業」 →【★新規】 【※再掲】 再55：(49)「学校図書館等の教育機関との連携」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再56：(50)「子ども向けプラネタリウムの投映」 →【現状のまま継続】 【※再掲】
第3節 共働き・共育での推進	◆仕事と子育ての両立できる環境づくりの推進 98「両親で協力して行う育児の啓発」 99「性別にとられない家事・育児参画の推進」 100「労働相談」 再76「保護者就労支援事業」 【※再掲】	健康課 市民活動支援課 産業振興課 産業振興課 保育課	◆仕事と子育ての両立できる環境づくりの推進 98：(62)「両親で協力して行う育児の啓発」 →【現状のまま継続】 99：(61)「各種制度の利用促進のための啓発」 →【担当課変更】 及び【名称変更】 男女平等の推進として啓発する。 100：(65)「労働相談」 →【改善して継続】 SNS等を通じた電子通知を含み相談事業の周知を行う。 再76：(64)「女性の再就職への研修事業」 →【改善して継続】 及び【名称変更】 女性及び男性の再就職の支援 【※再掲】 ※：(63)「就労していても参加しやすい事業の実施」 →保育所保育指針で求められている内容のため事業としては廃止
第4節 ひとり親家庭への支援	◆各家庭の親子の状況に応じた支援の充実 101「ひとり親家庭自立支援員による相談」 102「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進事業」 再76「保護者就労支援事業」 【※再掲】 再77「子育て支援事業等利用助成事業」 【※再掲】 再95「ひとり親家庭の医療費助成」 【※再掲】	子育て支援課 子育て支援課 産業振興課 子育て支援課他 子育て支援課 子育て支援課	◆各家庭の親子の状況に応じた支援の充実 101：(38)「ひとり親家庭自立支援員による相談」 →【現状のまま継続】 102：(66)「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進事業」 →【現状のまま継続】 再76：(64)「女性の再就職への研修事業」 →【改善して継続】 及び【名称変更】 女性及び男性の再就職の支援 【※再掲】 再77：(81)「子育て支援事業等利用助成事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再95：(82)「ひとり親家庭の医療費助成」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 ※：(34)「ひとり親家庭等日常生活支援事業」 →81「子育て支援事業等利用助成事業」へ統合による【廃止】